

雇用及び職業についての差別待遇に関する条約 (ILO第111号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1958年のILO（国際労働機関）第42回総会で採択された。2023年4月現在の批准国は175カ国である（G7のうち、英、仏、独、加、伊は批准済み、日、米は未批准）。

2. 条約の概要

- 第111号条約は、雇用及び職業における、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づく差別待遇の除去を目的としている。

- 具体的には、差別待遇を除去し、雇用又は職業の機会及び待遇の均等の促進を目的とする国家の方針を明らかにし、
 - ①当該方針の遵守に相当とされる法令を制定すること
 - ②当該方針と両立しない全ての法令の規定を廃止し、行政上の全ての命令又は慣行を修正することとされている。